

第202500001180号
令和7年3月24日

一般社団法人鳥取県バス協会代表理事・会長
一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会会長 } 様

鳥取県危機管理部長
(公印省略)

鳥取県原子力防災関係者研修受講支援事業補助金交付要綱の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正しましたので、貴協会加盟の事業者の皆様へ周知をお願いします。

記

1 添付書類（鳥取県原子力防災関係者研修受講支援事業補助金交付要綱）

- (1) 新旧対照表
- (2) 改正後全文

2 改正の概要

- (1) 要綱の名称を修正（標題関係）
- (2) 運転者及び運行管理者以外の関連業務の従事者を受講対象者に追加（第2条関係）
- (3) 運転者及び運行管理者以外の関連業務の従事者が研修を受講したときは、研修受講の日から7日以内に事業者内で伝達研修を実施することを交付要件に追加（様式1関係）
- (4) 交付申請を受講後の実績報告と併せて行うこととし申請に係る事務負担を軽減（第4条関係）
- (5) その他、組織改編等に伴う所要の修正

3 施行日

令和7年4月1日

(担当) 原子力安全対策課 長見
電 話 0857(26)7974
ファクシミリ 0857(26)8805
電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp